

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の通勤手当に関する規則

(平成十九年三月三十日
規則 第九号)

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例(平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第十号)の規定に基づき、通勤手当に関する事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 通勤手当に関する必要な事項は、蒲郡市職員の通勤手当に関する規則(昭和四十一年蒲郡市規則第二号。以下「蒲郡市規則」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市規則中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2 (蒲郡市幸田町衛生組合職員の通勤手当に関する規則の廃止)
蒲郡市幸田町衛生組合職員の通勤手当に関する規則(昭和四十一年蒲郡市幸田町衛生組合規則第二号)は、廃止する。